

## 介護保険

# 訪問看護重要事項説明書

新見市哲西町矢田 3604 番地 哲西町診療所  
管理者 土井 浩二  
Tel 94-9224

### 【利用対象者】

65 歳以上の方で保険者の実施する要支援・要介護認定において、要支援（1・2）・要介護1～要介護5と認定された方

40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者で、初老期認知症、脳血管障害等の老化に起因する疾患（特定疾患・16 種）により要支援（1・2）・要介護1～要介護5と認定された方

### 【訪問看護とは】

診療所からの訪問看護は、居宅介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて、計画的に提供されることとなります。ケアプラン作成を依頼された居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談下さい。利用に係る連絡調整を行います。

なお、対象者原則として保険者の実施する要支援・要介護認定による「要支援（1・2）・要介護1～要介護5」と認定された方に限ります。

### 【自宅で受けるサービス】

サービスを必要と認めた利用者（概ね哲西町地区にお住まいの方。）に対して、看護師がご自宅を訪問し、主治医の指示書に基づいて、療養生活に必要なサービスを行います。

#### 《サービスの内容》

- ① 病状及び障害の観察（血圧、脈拍、体温など）
- ② 身体の清潔、床ずれの予防、排泄のお世話
- ③ リハビリテーション
- ④ 看護、介護の相談
- ⑤ チューブ類の管理、創部処置
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ その他（点滴の管理など）

【利用者負担】

		負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 (要支援(1・2) 該当の方)	20分未満	256単位	256円	512円	768円
	30分未満	382単位	382円	764円	1,146円
	30分以上1時間未満	553単位	553円	1,106円	1,659円
	1時間以上1時間30分未満	814単位	814円	1,628円	2,442円
	早朝(午前6時～午前8時)	25%増し			
	夜間(午後6時～午後10時)	25%増し			
	深夜(午後10時～午前6時)	50%増し			
	交通費(利用者の希望による) ※通常の実施地域以外で行った場合に要する交通費		600円		
訪問看護 (要介護1～ 要介護5該当の方)	20分未満	266単位	266円	532円	798円
	30分未満	399単位	399円	798円	1,197円
	30分以上1時間未満	574単位	574円	1,148円	1,722円
	1時間以上1時間30分未満	844単位	844円	1,688円	2,532円
	早朝(午前6時～午前8時)	25%増し			
	夜間(午後6時～午後10時)	25%増し			
	深夜(午後10時～午前6時)	50%増し			
	交通費(利用者の希望による) ※通常の実施地域以外で行った場合に要する交通費		600円		

\*現在のところは、早朝・夜間・深夜は行っておりません。

【上記に加算するもの】

			1割負担	2割負担	3割負担
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回訪問した場合	初回加算(Ⅰ)※退院日	350単位	350円	700円	1,050円
	初回加算(Ⅱ)	300単位	300円	600円	900円
利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、緊急時に訪問を必要に応じて行う場合	緊急時訪問看護加算(1月につき)	315単位	315円	630円	945円

訪問看護に 関し特別な 管理を必要 とする場合	特別管理加算Ⅰ（1月につき）	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
	特別管理加算Ⅱ（1月につき）	250 単位	250 円	500 円	750 円
在宅で死亡 した場合、 その死亡 日及び死亡 日前14日 以内に2日 以上ター ミナルケア を行った 場合	ターミナルケア加算（死亡月）	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円
利用者に対 する安全な サービス提 供体制の整 備や連携 体制確保の ため会議を 行った場合	看護・介護職員連携強化加算（1月につき）	250 単位	250 円	500 円	750 円
サービス提 供体制強化 加算	1回につき	6 単位	6 円	12 円	18 円
特別地域訪 問看護加算 該当地域	特別地域訪問看護加算 訪問看護 15%加算（四捨五入）				

#### 【緊急時の体制】

休診日及び夜間等については、医師及び看護師は、携帯電話を保持し、24時間連絡できる体制を敷いています。なお、連絡方法は、あらかじめ医師等の指示に従ってください。

#### 【緊急時連絡先電話番号】

連絡区分	対応区分	電話番号
緊急 1	診療日の場合（時間外を除く）	94-9224（哲西町診療所）
緊急 2	休診日 診療日の時間外（17:15～翌日8:30）	94-2111（新見市哲西支局） つながらなければ 72-6161（新見市役所夜間休日）
対応	看護師から直接救急のご自宅に連絡をとり、速やかに対処します。	

診療時間内で緊急の時は、哲西町診療所に連絡を、診療時間外及び休診日は新見市哲西支局、または新見市役所夜間休日に連絡をして、宿日直からの指示を待ち、その後、医師から直接依頼があったご自宅に連絡が入るシステム（常時、輪番で看護師が携帯電話を保持し、24時間連絡できる体制）を敷いている。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 岡山県新見市哲西町矢田 3,604 番地  
名 称 社会医療法人哲西会 哲西町診療所  
説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

※（署名代理人） 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

※署名代理人 利用者の筆記能力または判断能力が不十分な場合に署名を代行します。

重 要 事 項 説 明 年 月 日	年 月 日
-------------------	-------